

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十九年八月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾道市吉浦町二一二七番六の一部、二一二七番七の一部、二一二七番八の一部、二一二八番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

尾道市吉和町四三五〇番地の一

成和工業有限会社

代表取締役 桃谷 正男

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾道市手崎町二九八九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

尾道市手崎町一四番四号

重松 壽一